

成田市地域防災計画新旧対照表【災害応急対策編_大規模事故対策計画】

現行		改正案	
第3章 大規模事故対策計画		第3章 大規模事故対策計画	
第2節 航空機事故対策計画		第2節 航空機事故対策計画	
項目	担当	項目	担当
1 応急活動体制	消防本部、成田国際空港（株）、成田空港事務所、対策本部事務局	1 応急活動体制	消防本部、成田国際空港（株）、成田空港事務所、対策本部事務局
2 情報収集・伝達体制	成田国際空港（株）、成田空港事務所、空港部、消防本部、県、関係する指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体、当該航空会社等	2 情報収集・伝達体制	成田国際空港（株）、成田空港事務所、空港部、消防本部、県、関係する指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体、当該航空会社等
3 警戒区域の設定・交通の確保等	消防本部、警察、道路管理者、成田国際空港（株）、成田空港事務所	3 警戒区域の設定・交通の確保等	消防本部、警察、道路管理者、成田国際空港（株）、成田空港事務所
4 消防活動	消防本部、消防団、成田国際空港（株）、成田空港事務所	4 消防活動	消防本部、消防団、成田国際空港（株）、成田空港事務所
5 救助・救急活動	消防本部、消防団、当該航空会社、成田国際空港（株）、自衛隊、警察	5 救助・救急活動	消防本部、消防団、当該航空会社、成田国際空港（株）、自衛隊、警察
6 食料等の提供及び資機材の確保	土木部、警察、道路管理者	6 食料等の提供及び資機材の確保	土木部、警察、道路管理者
7 避難対策	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自治会、成田国際空港（株）等	7 避難対策	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自治会、成田国際空港（株）等
8 医療・救護活動	健康こども部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会	8 医療・救護活動	健康こども部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会

現行		改正案	
9 遺体の収容	当該航空会社、成田国際空港(株)、警察、自衛隊、(公社)印旛市郡医師会、(公社)印旛郡市歯科医師会、対策本部事務局、県	9 遺体の収容	当該航空会社、成田国際空港(株)、警察、自衛隊、(公社)印旛市郡医師会、(公社)印旛郡市歯科医師会、対策本部事務局、県
10 防疫及び清掃	環境部、成田空港検疫所、 印旛健康福祉センター(印旛保健所) 、当該航空会社	10 防疫及び清掃	環境部、成田空港検疫所、 印旛保健所(印旛健康福祉センター) 、当該航空会社
11 広報活動	企画政策部、成田空港事務所、成田国際空港(株)、当該航空会社、警察	11 広報活動	企画政策部、成田空港事務所、成田国際空港(株)、当該航空会社、警察
12 自衛隊の応援派遣要請	成田空港事務所、対策本部事務局、県	12 自衛隊の応援派遣要請	成田空港事務所、対策本部事務局、県
<p>7 避難対策</p> <p>成田国際空港(株)等は、事故の状況に応じて、空港利用者の避難等の措置に努める。</p> <p>住民の生命を守るために必要があると認められる場合、市は、避難を要する地区の住民に対し「避難勧告」を行い、住民を安全な場所へ避難誘導する。<u>ただし、事態が切迫し、急を要するときは「避難指示(緊急)」を行う。</u></p> <p>避難対策の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第7節 避難対策」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>1.1 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>■広報事項</p> <p>○ 応急対策の概要</p> <p>○ 住民及び乗客に対する避難の指示、勧告及び避難先の指示</p>		<p>7 避難対策</p> <p>成田国際空港(株)等は、事故の状況に応じて、空港利用者の避難等の措置に努める。</p> <p>住民の生命を守るために必要があると認められる場合、市は、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を行い、住民を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>避難対策の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第7節 避難対策」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>1.1 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>■広報事項</p> <p>○ 応急対策の概要</p> <p>○ 住民及び乗客に対する避難の指示及び避難先の指示</p>	

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客及び乗務員の氏名（必要に応じ報道機関をとおして広報） ○ 住民等への協力依頼 ○ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客及び乗務員の氏名（必要に応じ報道機関をとおして広報） ○ 住民等への協力依頼 ○ その他必要事項
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第5節 危険物等事故対策計画</p> <p>2 市、消防本部等における応急対策</p> <p>（3）被害の拡大防止措置及び避難</p> <p>イ 市は、必要に応じ<u>避難勧告等</u>を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 危険物等事故対策計画</p> <p>2 市、消防本部等における応急対策</p> <p>（3）被害の拡大防止措置及び避難</p> <p>イ 市は、必要に応じ<u>避難指示</u>を行う。</p> <p>（略）</p>
<p>第7節 道路事故対策計画</p> <p>2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策</p> <p>（4）避難対策</p> <p>市は、警察と協力し、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、住民等に対し、<u>避難勧告</u>及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。</p> <p>（5）広報活動</p> <p>市は、関係機関と協力し、住民等の民心の安定のため、流出危険物等の内容説明や安心情報又は被害拡大を防止するための<u>避難勧告等</u>を踏まえた警戒情報を広報する。</p>	<p>第7節 道路事故対策計画</p> <p>2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策</p> <p>（4）避難対策</p> <p>市は、警察と協力し、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、住民等に対し、<u>避難指示</u>及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。</p> <p>（5）広報活動</p> <p>市は、関係機関と協力し、住民等の民心の安定のため、流出危険物等の内容説明や安心情報又は被害拡大を防止するための<u>避難指示</u>を踏まえた警戒情報を広報する。</p>

現行	改正案
<p>第8節 放射性物質事故対策計画</p> <p>■対策の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素：<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。</p>	<p>第8節 放射性物質事故対策計画</p> <p>■対策の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素：<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。</p>